

道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(平成26年4月11日条例第17号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の規定に基づき、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長及び議員が職務に従事したときは、別表に定める議員報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が議会等に出席したときは、別表に定めるところにより費用弁償する。

2 議長、副議長及び議員が公務のため旅行をしたときは、その旅行に対し、その順路により費用弁償する。

3 前項の規定による費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、別表に掲げるもののほか、管理者相当額とする。

(重複支給の禁止)

第4条 議長又は副議長として報酬を受ける場合においては、当該議員としての報酬は支給しない。

2 同日又は同回中2種以上の職務に従事した場合は、高額の報酬又は費用弁償からその一を支給する。

3 前条第1項の規定による費用弁償と同条第3項の日当とは、重複して支給しない。この場合において、その額が異なるときは、いずれか多い方の額を支給する。

(支給方法)

第5条 議員報酬は、職務に従事した後に支給する。

2 前項に定めるもののほか、議員報酬及び費用弁償の支給方法については、

一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

備考

- 1 千歳市内の旅行については、日当を支給しない。
- 2 石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局、日高振興局及び胆振総合振興局管内の日帰り旅行については、日当を支給しない。
- 3 幌美内、支笏湖温泉その他管理者が指定する地域以外の千歳市内の区域で宿泊した場合の宿泊料は、この表に定める額の7割の額とする。